

## 第6編 経 営



# 第1章 水道用水供給事業

## 第1節 料金

### 1 復帰前の琉球水道公社の料金

琉球水道公社（以下「公社」という。）は、全島統合上水道から浄水及び原水を生産原価で受水し、市町村等に対し浄水及び原水を供給していた。

公社の経営に要する収入は、その大宗を水道供給料金に源泉している。水道は住民生活にとって不可欠の要素であるばかりでなく経済の発展にも欠かせない重要なエネルギーである。かかる意味から水道の公共性はきわめて高い。従って、料金の設定にあたっては、公共性と経営上の経済性との接点が常に重要な目安ともなっている。安全で十分な水を供給するために、琉球水道公社は、適正な料率にもとづいて、市町村及び直接給水先から使用料金を徴収していたが、公社の料金体系を示すと、概要、次のとおりであった。

琉球水道公社の供給料金

供給先	供給対象	料金体系	換算 (1m <sup>3</sup> 当り)	備 考
浄水	市町村及び南部地区東部上水道組合A グループB グループ	計量料金 (1,000ガロンにつき) \$ 0.2194 (      タ      ) \$ 0.35 (5,000ガロンまで) \$ 2.00  超過料金 1,000ガロンにつき 100,000ガロンまで \$ 0.38 500,000ガロンまで \$ 0.36 501,000ガロン以上 \$ 0.30	\$ 0.0579 \$ 0.0924 \$ 0.1056  \$ 0.1003 \$ 0.0951 \$ 0.0792	公社創立から1963年3月まで直接給水先の一部に対して、1ヶ所月額\$4.80の定額料金が徴収された。
原水	市町村、A及びB グループ	(1,000ガロンにつき) \$ 0.08	\$ 0.0211	

注) 1,000ガロンは約3.79立方米である。

掲表に示された料金体系のうち、定額料金（備考欄）は計量器等の完備により1963年（昭和38）4月以降計量料金に組み入れられたが、計量料金は公社創設以来、改定は据置かれていた。

市町村への浄水の卸売り料金 \$ 0.2194は、今日多くの公益事業がその料金算定の根拠としているフェア・リターン原則を基礎に設定された。総括原価には、当初自己資本の 5 % 程度の事業報酬を見込んでいたが、後年、公社の財務環境が大幅に変化したため、当該報酬率は必ずしも維持し難い状況に立ち至った。

1967年（昭和42年）には、R. W. ベック社（米国コンサルティング・エンジニア）に依頼して、料金の再検討を行った。同社による調査の結果、民政府一般資金（U S C A R General Fund）からの元利償還義務のない有利な資金拠出が而後も継続するとの前提条件の下に料金改定は一応据置かれることになった。

しかし、周知のとおり、設備投資に多額の資金を要する水道事業は、常に、“需要”との深刻なレース（競争）である。先行投資によって、激増する需要に対応しなければならない社会的責任を負わされている。このためより良いサービスを水道使用者に提供するためには、臨機に収入確保の方途（例えば料金値上げ、売上水量の拡大、費用負担区分の明確化等）が公共性を勘案しつつ策された。

琉球水道公社における料金検討の動きを過去にみてみると大凡次のとおりであった。

調査機関	目的
1962年（昭和37年）…琉球水道公社 料金委員会	計量料金及び定期料金の再検討
1967年（昭和42年）…R.W.ベック社（米国コンサルティング・エンジニア）	施設拡張に伴う料金再調査
1971年（昭和46年）…合衆国陸軍省	同 上

## 2 料金決定の基準（復帰後）

料金は、事業を維持し発展させるための柱であり、その決定は、地方公営企業法に基づく適正な価格でなければならない。すなわち、合理的・能率的な経営のもとにおける事業経費は、一般会計等の負担とされるものを除き、原則としてすべて公営企業が負担すべきであり、その源泉は、料金によってのみ回収されるべきで、適正な料金の維持こそが事業の独立採算制を堅持できるものといえる。

そこで、地方公営企業法第21条第2項は、料金の算定について「公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保できるものでなければならない。」と規定している。

こうした法の趣旨をふまえ、本県は、料金水準（料金として回収する費用の総額）の決定方法について、能率的な経営の下における損益原価を基礎とする方法を採用し、料金体系（費用をどのように受益者に負担させるかという費用負担方法の定め方）については、単一従量制により算出している。

なお、財団法人日本水道協会の「用水料金のあり方」では、「料金算定期間は、概ね将来の3年～5年とする。

ただし、事業の実情により計画目標年次等を勘案し長期に設定することができる。

用水料金は、用水供給事業が著しく先行投資を余儀なくされる施設型産業という性格をもっていることから、その目標年次に基づく財政計画期間をもとに設定し、その長期安定性の確保を図ることも必要である。

この場合は、その間における需要の動向や経済変動を考慮して3年～5年毎に見直しを図ることが望ましい。

なお、予想されない事業計画の変更あるいは物価の変動等、事業財政に大きく影響する新たな事情が生じた場合には、料金算定期間中といえども受水団体との間で十分な協議を行い、適時用水料金の改定を行うべきである。」としている。

### 3 水道料金の変遷

改定等年月日	1 m <sup>3</sup> 当たり料金(円)		改定率(%)	備 考
	市町村及び企業団	直接給水		
昭和47. 5. 15	17.84	28.46	—	概要説明下記(1)
〃 50. 7. 1	35.60	56.79	99.55	〃 (2)
〃 53. 1. 1	59.72	95.27	67.75	〃 (3)
〃 56. 9. 1	78.92	125.90	32.15	〃 (4)
平成元. 10. 1	78.92 × $\frac{103}{100}$	—	—	〃 (5)

### (1)当初の料金（設定）

沖縄県水道料金徴収条例（沖縄県条例第119号）を制定し、昭和47年5月15日から適用された。

企業局の発足に際し、その前身機関であった琉球水道公社のドル建料金（5.8セント／ $m^3$ ）を1ドル対308円で換算された価格であった。しかしながら、この換算の基礎になった水道公社の料金は15年以前の昭和33年に設定されたものであって、以来一度も改定されたことのない価格であった。

### (2)昭和50年7月の料金改定

#### 改定についての基本的考え方

水道料金の算定方法については、日本水道協会の「水道料金算定要領」に定められているように、算定期間が3乃至5年で、総括原価主義がとられ、累積赤字は勿論、事業報酬も含めるべきだとされている。この方法によると財政の健全化のためには、結局現行料金を大巾に改定する必要があり、従って改定率も大巾なものであった。（現行料金の2.5倍、44.72円／ $m^3$ ）

しかし、今回の改定案の場合、物価高騰対策の一環としての公共料金の抑制という四囲の社会的、経済的状勢を考慮し、財政の健全化には、ほど遠いものであるが、せめて事業運営がまがりなりにも継続できるぎりぎりの料金を算定した。すなわち、算定期間を昭和50年度から昭和51年度の2年間とし、累積赤字及び事業報酬は総括原価に算入しない等、可能なかぎり改定率を抑制した。

### (3)昭和53年1月の料金改定

#### 改定についての基本的考え方

水道料金の算定方法については、日本水道協会の「水道料金算定要領」に定められているように、算定期間が3乃至5年で、総括原価主義がとられ、事業報酬も当然含めるべきだとされている。

更に、同協会に委託した経営診断によれば、国庫補助施設の減価償却費も含めるべきだとしている。この方法によると財政健全化のためには、結局現行料金を大幅に改定する必要があり、従って改定率も大幅なものであった。（現行料金の3.22倍、115円／ $m^3$ ）

しかし、今回の改定案の場合、公共料金の抑制という四囲の社会的、経済的状勢を考慮し、財政の健全化には、ほど遠いものであるが、せめて事業運営が継続

できる料金を算定した。すなわち算定期間を昭和53年1月1日から昭和57年3月31日までの4年3ヶ月とし、国庫補助施設の減価償却費を除き、累積欠損金も一部解消だけにとどめ、可能な限り改定率を抑制した。

#### (4)昭和56年9月の料金改定

##### 料金改定の基本的な考え方

料金については、地方公営企業法第21条に定める基本原則に基づき、能率的な経営の下における適正な原価を基礎として、健全な運営を確保することができるものでなければならぬものであり、料金の算定に当たっては、総括原価主義により事業報酬なども含まれるべきとされている。このような方法によると現行料金は大幅な改定が必要であった。

しかし、今回の改定に当たっては、現下の物価の動向が県民生活に与える影響などきびしい社会経済情勢を配慮して、算定期間を昭和56年9月1日から昭和59年3月31日までの2年7ヶ月とし、事業報酬等も含めず、累積欠損金の解消だけにとどめ、最小限度の改定率に抑制した。

#### (5)消費税導入に伴う改定（平成元年10月1日）

消費税法（昭和63年12月30日、法律第108号）施行に伴う改正で、沖縄県水道料金徴収条例第3条「料金は、月別とし、当該月（給水量を確認する日（以下「検針日」という。）から次の検針日までの期間をいう。）に使用した水量1立方メートルにつき78円92銭に100分の103を乗じて得た額とする。」にした。

## 第2節 財政

### 1 はじめに

琉球水道公社（以下「公社」という。）は、1958年（昭和33年）9月4日、高等弁務官布令第8号によって、琉球列島米国民政府の付属機関として設立された。設立の目的は、琉球住民の生活用水及び琉球経済の発展に要する水を供給することである。公社は、米国鉄道協会制定水道事業統一会計規則に準拠して会計処理を行なった。公社はいかなる種類の（その財産、収入、事業及び経営に対する）課税も免除されていた。1972年（昭和47年）5月15日に琉球水道公社は「琉球諸島の返還に伴う日米協定」（1971年（昭和46年）6月17日付）第6条に基づいて、日本政府に譲渡され、新設の沖縄県企業局に引き継がれた。

#### (1) 公社の会計及び予算

公社の会計、予算及び会計検査については、公社定款第8条と第9条で次のとおり定められていた。

### 第八条 会計

一 琉球水道公社基金（以下「基金」という。）を設定する。この法令に基づく運営から生ずる収入は、基金に預入する。この法令に基づく公社のすべての支出は、基金をもって行なう。

二 理事会は、基金のうち現在の需要上必要でない部分を、琉球政府又はその代行機関及び出先機関の利息を生ずる債権に投資することができる。この債権の元金及び利息は、琉球政府により保証され、利息は公社と琉球政府間の協定によって決定される事とする。基金におけるすべての債権に対する利息及び該債権の販売又は償還による収益金は基金に繰り入れられ、基金の一部となる。

三 公社の銀行勘定又は当座預金勘定は、理事会の指定する銀行に設けられ、かつ、このような勘定はすべて基金に繰り入れられ、基金の一部となる。  
(改正一)

四 基金が公社の必要とする額を超過していると理事会が認める場合には、公社の運営、施設の改修及び拡張並びに非常時に要する資金を考慮の上、その超過額は雑収益として、民政府の一般基金に納入される。

五 公社は、そのいかなる目的のためにも一時に未償還額が1,000,000ドルを越えない金額を借入することができる。このために、公社は支払期日以前に公社が隨時に償還しうる手形、社債券、証券その他の証書に規定される

方法で発行することができる。公社の起債には、すべて首席民政官の許可を得なければならない。 (改正一)

### 第九条 予算及び会計検査

- 一 公社は、予算書の提出期日、書式及び内容、資料の内訳並びに作成及び提出の方法について首席民政官が定める規則及び規定に基づき、年次業務予算を編成し、首席民政官に提出し、その審査及び承認を受けなければならない。予算編成は、公社が法によって認可されたその事業を適切に遂行しうるよう、臨時支出及び附帯支出等の予備費を充分勘定してなされる運営面の計画である。 (改正一)
- 二 公社の会計事務は、商業法人業務に適用される原則と手続きに基づき、かつ、首席民政官が定める規則及び規定のもとに毎年検査が行われる。 (改正一)  
※ この定款は、琉球列島首席民政官又はその正式後任者のみが改正できる。  
(改正一)

### 附 則 (改正第一号)

#### (2)会計処理の特徴

公社の会計処理は、地方公営企業法（以下「地公法」という。）と同様、発生主義会計であったが、会計期間が7月1日から翌年の6月30日までであった。公社は、米国鉄道および電気水道協会が制定した統一水道事業の勘定科目ないし会計制度を適用し、会計処理を行なっていた。

貸借対照表勘定の固定資産分類をみた場合、機能的分類に従って、稼働水道施設を(1)原水施設 (2)ポンプ施設 (3)浄水施設 (4)送配水施設 (5)一般施設とし、中分類に水道施設勘定を機能別に作っていた。これらの固定資産の減価償却については、定額法による総合償却法で諸施設を構成するグループごとの耐用年数を設定し、積数計算で施設を一括して償却する方法であった。従って、地公法に基づく貸借対照表の固定資産分類及び原価償却の方法で相当な相違があった。

#### (3)復帰時点の引継財産

沖縄県に引継がれたものについては、復帰の時点で地方公営企業法（昭和27年8月1日法律第292号）制定の主旨に従い、所定の手続を完了して事業を開始した。開始時の水道用水供給事業の財政状態は次のとおりであった。

## 昭和47年度沖縄県水道事業開始貸借対照表

(昭和47年5月15日)

資産の部		負債資本の部	
科目	金額	科目	金額
固定資産	<b>9,452,349,352円</b>	流動負債	<b>179,548,644円</b>
土地	141,435,210	未 払 金	179,548,644
建物	1,091,001,470	資本金	<b>10,175,902,079</b>
構築物	7,429,892,415	自 己 資 本 金	10,175,902,079
機械及び装置	584,316,865		
車両及び運搬具	12,395,200		
工具器具及び備品	20,960,515		
建設仮勘定	172,042,677		
投資	305,000		
流動資産	<b>889,596,752</b>		
現金預金	523,708,711		
未収金	226,843,186		
貯蔵品	121,545,126		
前払費用	5,299,729		
前払金	12,200,000		
繰延勘定	<b>13,504,619</b>		
前払費用	13,504,619		
資産合計	<b>10,355,450,723</b>	負債資本合計	<b>10,355,450,723</b>

## 2 経営状況の推移

### (1)創設から3年間（昭和47年度～49年度）

企業局営業開始の昭和47年度は、辛うじて6,616,130円の黒字を計上することができた。企業局の料金が、昭和33年（創設時）に設定された公社の料金5.8セントを1ドル対308円で換算した料金17円84銭／m<sup>3</sup>であったにもかかわらず、単年度において黒字が生じた主な要因は、米軍基地への給水は、本来各市町村が行うこととなっていたが、各市町村による給水体制が整うまでの間、企業局が米軍基地への給水を28円46銭／m<sup>3</sup>で行った収益増によるものであった。

昭和48年度と49年度においては、昭和48年秋の第1次石油危機の影響により物価が高騰、電力料金値上げ等もあり、給水収益は伸びたものの、人件費、動力費、賃借料等の費用が大幅に上昇し、赤字に転落した。

昭和49年度の累積欠損金は975,992,416円となった。

### (2)昭和50年度～51年度

昭和50年度は、50年7月1日適用の料金改定及び給水量の増加により、給水収益が大幅に増加したため、単年度は21,615,257円の純利益を計上することができた。

しかし、昭和51年度においては料金改定はされたものの、人件費の上昇及び支払利息等の増加等により、再び赤字に転落した。これは、50年7月の料金改定に際し、算定期間を2年間として可能な限り改定率を抑制したが、改定料金適用時期が3か月延期されたこと等によるものであった。

なお、昭和51年度末における累積欠損金は1,088,360,957円となった。

### (3)昭和52年度～55年度

昭和52年度は、収益においては、降雨量が例年より少なかったために、10月の後半頃から翌年3月までの制限給水の実施により、有収水量が減少したこと又、水道料金の改定が年度の後半から（昭和53年1月1日適用）となったこともあって、給水収益が減少した。一方、費用においては、人件費、動力費の上昇及び支払利息等の増加があって、単年度赤字は734,616,863円となり、累積欠損金は1,822,977,820円までになった。

昭和53年度になって、料金改定適用期間が本年度12か月であったこと及び有収水量の増加等、収益が伸びたことにより、単年度784,961,402円の黒字を計上することができ、累積欠損金は1,038,016,418円となった。

昭和54年度も、豊水年のため制限給水等が無く、有収水量が伸びたため、単年度において641,207,780円の黒字を計上することができ、累積欠損金を396,808,638円まで縮小することができた。

昭和55年度に入って、異常渇水による制限給水等により、供給水量の減少に伴って収益が減少。加えて、動力費の大幅値上げに伴う事業費用の増加によって、単年度は383,345,069円の赤字になり、年度末の累積欠損金も780,153,707円となった。

#### (4)その後の11年（昭和56年度～平成3年度）

昭和56年度は、水道料金改定が昭和56年9月1日から適用されたにもかかわらず、異常渇水により長期間（259日）にわたって制限給水等を余儀なくされ、有収水量が減少した。一方、費用において人件費の退職給与金等が増加したことにより、単年度812,343,299円の赤字となり、年度末における累積欠損金も1,592,497,006円と大幅に増加した。

昭和57年度は、料金改定が前年度7か月間適用されたが、本年度は年度の全期間にわたり適用があったこと、及び有収水量が8,717,695m<sup>3</sup>の増となったため、単年度は690,096,168円の黒字を計上し、累積欠損金も902,400,838円に縮小した。

昭和57年度に入ってからは、制限給水（前年度67日間）もなく順調な給水を行なったため、給水量の増加等があったことにより、有収水量が12,553,554m<sup>3</sup>の増となって給水収益が伸びた。また、電力料金の価格安定等により動力費の伸びを最小限にとどめることができたこともあって、単年度980,650,468円の黒字を計上し、累積欠損金902,400,838円もすべて解消した。

58年度末における未処分利益剰余は78,249,630円となった。

昭和59年度から63年度までは安定給水の時代で順調な給水ができ、毎年度黒字基調で順調に推移した。

累積黒字は、減債積立金や建設改良積立金に利益処分をし、昭和63年度末における未処分利益剰余は1,391,967,587円までになった。

しかし平成元年度に入ると、収益において、前年度（63年度）に引き続いての制限給水（26日間）の影響を受けて給水量が減少したこと、また、消費税実施に伴う自己負担があったことにより収益が減少し、単年度454,569,862円の赤字に転落した。

平成2年度は、収益において、制限給水もなく、この影響で給水量が増加したことなどにより収益全体の増加はあったものの、費用において、大謝名調整池等

の除却に伴う資産減耗費の増加、及び豊見城村へ送水管を無償譲渡したことによる固定資産売却損の増加があったため、費用全体の伸びが上向いたこととなり、そのため単年度は593,953,868円の赤字となった。

平成3年度は64日間にも及ぶ制限給水があったため、給水量が減少し収益が減少した。一方、費用においては、天願浄水場の廃止に伴う資産減耗費の増加等により単年度986,183,670円の赤字が生じ、3年度末における累積欠損金は1,554,236,813円となっており、経営は極めて困難な状況である。

## 年度別決算概況

### 水道事業会計

#### 事業規模及び経営成績

	区分 項目	昭和47年度	昭和48年度	昭和49年度	昭和50年度
事業規模等	給水先	30	34	33	35
	現在配水能力 (m³／日)	224,500	224,500	224,500	312,900
	年間総配水量 (m³)	67,026,000	79,699,000	91,365,000	109,801,000
	有収水量 (m³)	64,771,000	76,775,000	88,814,000	106,536,000
	一日平均配水量	208,800	218,353	250,315	300,825
	施設利用率 (%)	93.01	97.26	111.50	96.14
	有収率 (%)	96.64	96.33	97.21	97.03
	職員数	301(281)	317(285)	324(280)	326(288)
	供給単価 (円／m³)	21.06	19.49	19.01	32.37
経営成績	給水原価 (円／m³)	21.22	23.27	28.56	32.31
	水道事業収益 (円)	1,458,446,469	1,609,879,969	1,826,086,096	3,535,725,017
	(1)給水収益	1,364,252,608	1,534,918,662	1,688,676,596	3,448,858,089
	(2)受取利息及び配当金	11,541,335	19,323,117	43,020,526	30,056,328
	(3)受託工事収益	77,293,140	26,369,615	6,439,519	1,901,648
	(4)その他	5,359,386	29,268,575	87,949,455	54,908,952
	水道事業費用 (円)	1,451,830,339	1,849,055,104	2,578,150,104	3,514,109,760
	(1)人件費	446,744,285	636,435,920	936,229,702	1,100,626,233
	(2)動力費	270,251,483	386,040,855	600,005,921	956,538,362
	(3)賃借料	118,235,830	140,650,628	200,447,161	214,988,375
成績	(4)薬品費	122,987,493	110,961,038	174,796,923	217,244,182
	(5)修繕費等	21,339,979	53,173,563	61,013,375	113,402,792
	(6)負担金	107,580	40,514,840	81,992,445	116,059,369
	(7)減価償却費等	315,404,554	363,430,438	377,109,054	439,356,467
	(8)支払利息	0	0	5,424,657	158,772,972
	(9)受託工事費	77,234,568	26,270,438	4,598,000	1,435,315
	(10)その他	79,524,567	91,577,384	136,532,866	195,685,693
	当年度純利益△純損益	6,616,130	-239,175,135	-752,064,008	21,615,257
	前年度繰越利益剰余金	0	15,246,727	-223,928,408	-974,544,481
	当年度未処分利益剰余金	6,616,130	-223,928,408	-975,992,416	-952,929,224

注 1. 減価償却費等には、資産減耗費を含む。

2. 修繕費等には、路面復旧費及び材料費を含む。

3. ( ) 内は損益勘定職員数

昭和51年度	昭和52年度	昭和53年度	昭和54年度	昭和55年度	昭和56年度
34	33	30	29	28	28
295,400	327,900	378,300	418,400	431,200	429,900
110,395,000	115,414,000	120,304,900	124,629,600	123,113,200	108,631,600
103,638,000	102,557,000	112,060,112	118,898,512	118,399,462	103,418,961
302,452	316,203	329,602	340,518	337,296	297,621
102.39	96.43	87.13	81.39	78.22	69.23
93.88	88.86	93.15	95.40	96.17	95.20
344(288)	359(290)	363(289)	374(306)	373(310)	366(316)
36.39	41.22	60.12	60.06	59.99	69.86
38.02	49.04	54.30	55.39	64.20	80.02
4,113,410,546	4,630,672,511	7,091,237,742	7,534,529,943	7,495,085,224	7,668,566,508
3,771,277,725	4,227,763,509	6,736,611,512	7,141,219,264	7,102,261,644	7,224,905,561
26,222,772	26,317,075	17,759,374	43,317,198	86,310,772	100,181,207
238,942,000	269,032,000	145,186,000	196,480,777	155,466,682	116,799,000
76,968,049	107,559,927	191,680,856	153,512,704	151,046,126	226,680,740
4,248,842,279	5,365,289,374	6,306,276,340	6,893,322,163	7,878,430,293	8,480,909,807
1,231,862,969	1,417,872,000	1,525,977,604	1,645,437,576	1,764,589,280	2,012,814,540
1,048,671,166	1,212,109,513	1,270,130,245	1,381,791,488	1,994,627,102	2,010,777,082
210,054,280	212,359,317	233,340,517	229,691,960	241,230,319	256,633,455
224,872,824	265,594,958	269,494,579	228,525,958	301,340,243	275,542,271
187,448,998	215,544,196	388,910,114	392,208,552	330,709,860	272,580,675
133,026,554	190,587,213	213,306,055	263,261,324	305,278,898	356,111,409
462,968,318	656,569,979	844,501,699	1,064,356,002	1,129,940,424	1,219,856,715
285,302,708	608,478,299	789,142,313	952,509,983	1,097,657,612	1,226,169,428
0	265,216,000	138,873,000	210,962,401	209,186,740	148,889,000
464,634,462	320,957,899	632,600,214	524,576,919	503,869,815	701,535,232
-135,431,733	-734,616,863	784,961,402	641,207,780	-383,345,069	-812,343,299
-952,929,224	-1,088,360,95	-1,822,977,82	-1,038,016,41	-396,808,638	-780,153,707
-1,088,360,95	-1,822,977,82	-1,038,016,41	-396,808,638	-780,153,707	-1,592,497,00

年度別決算概況

水道事業会計

事業規模及び経営成績

	区分 項目	昭和57年度	昭和58年度	昭和59年度	昭和60年度
事業規模等	給水先	27	27	27	27
	現在配水能力 (m <sup>3</sup> ／日)	449,400	449,400	449,400	449,400
	年間総配水量 (m <sup>3</sup> )	119,930,800	128,790,000	131,564,100	132,306,500
	有収水量 (m <sup>3</sup> )	112,136,656	124,690,210	126,507,067	129,249,148
	一日平均配水量	328,578	351,885	360,450	362,484
	施設利用率 (%)	73.11	78.30	80.21	80.66
	有収率 (%)	93.50	96.82	96.16	97.69
	職員数	357(308)	358(308)	355(307)	354(311)
	供給単価 (円／m <sup>3</sup> )	79.30	79.30	79.27	79.21
経営成績	給水原価 (円／m <sup>3</sup> )	75.00	72.84	74.58	78.30
	水道事業収益 (円)	9,468,393,116	10,518,834,860	11,496,449,625	11,072,073,547
	(1)給水収益	8,892,135,729	9,887,680,161	10,028,363,757	10,237,948,458
	(2)受取利息及び配当金	91,917,998	145,244,389	298,592,803	293,403,633
	(3)受託工事収益	309,599,000	356,076,452	1,040,691,548	411,852,000
	(4)その他	174,740,389	129,833,858	128,801,517	128,869,456
	水道事業費用 (円)	8,778,296,948	9,538,184,392	10,603,405,966	10,695,568,654
	(1)人件費	1,975,032,549	1,997,418,558	2,095,763,553	2,170,460,086
	(2)動力費	2,114,651,015	2,214,858,273	2,296,624,176	2,358,304,282
	(3)賃借料	290,815,857	331,255,769	339,512,058	373,353,500
成績	(4)薬品費	326,559,052	317,768,978	346,197,290	350,252,881
	(5)修繕費等	253,947,899	425,049,551	497,485,233	570,038,551
	(6)負担金	322,975,840	599,228,119	448,293,848	480,116,538
	(7)減価償却費等	1,315,781,649	1,107,969,994	1,146,200,818	1,156,928,732
	(8)支払利息	1,344,807,791	1,419,977,689	1,507,321,706	1,573,353,737
	(9)受託工事費	290,717,700	398,985,452	1,040,691,548	441,346,000
	(10)その他	543,007,596	725,672,009	885,315,736	1,221,414,347
	当年度純利益△純損益	690,096,168	980,650,468	893,043,659	376,504,893
	前年度繰越利益剰余金	- 1,592,497,00	- 902,400,838	74,249,630	922,293,289
	当年度未処分利益剰余金	- 902,400,838	78,249,630	967,293,289	1,298,798,182

注 1. 減価償却費等には、資産減耗費を含む。

2. 修繕費等には、路面復旧費及び材料費を含む。

3. ( ) 内は損益勘定職員数

昭和61年度	昭和62年度	昭和63年度	平成元年度	平成 2 年度	平成 3 年度
27	27	27	27	27	27
449,400	532,000	532,000	532,000	538,800	538,800
138,611,300	140,981,500	144,474,200	138,706,300	145,645,400	141,834,500
134,869,510	137,419,940	141,601,484	136,847,546	143,775,701	140,335,345
379,757	385,195	395,820	380,017	399,028	387,526
84.50	72.41	74.40	71.43	74.06	71.92
97.30	97.47	98.01	98.66	98.72	98.94
354(311)	348(307)	347(304)	346(303)	344(301)	337(294)
79.28	79.27	79.30	78.06	78.92	78.92
75.39	78.66	76.28	84.19	85.44	89.90
13,090,305,915	11,432,741,559	15,835,325,796	11,272,229,201	12,438,076,759	11,675,451,009
10,692,059,363	10,892,872,323	11,228,279,192	10,682,810,248	11,346,778,321	11,075,265,430
212,207,886	192,781,289	243,545,584	219,002,210	220,926,338	257,387,414
2,036,510,914	177,450,000	4,237,194,690	192,628,413	637,084,535	45,529,190
149,527,752	169,637,947	126,306,330	177,788,330	233,287,565	297,268,975
12,303,083,549	11,088,824,508	15,088,696,808	11,726,799,063	13,032,030,627	12,661,634,679
2,294,086,216	2,411,116,861	2,378,606,725	2,605,840,542	2,636,553,611	2,792,911,406
2,190,234,082	2,111,263,738	2,022,599,703	1,975,366,239	2,027,411,624	1,969,552,458
370,628,117	394,421,987	389,100,056	317,926,105	282,599,597	299,409,528
379,034,752	431,829,082	486,875,927	448,091,981	385,101,828	390,419,519
611,806,730	619,443,709	698,330,448	886,014,725	927,063,499	424,084,608
484,284,975	476,803,143	518,419,939	557,971,336	584,521,506	611,476,128
1,318,898,948	1,751,782,354	1,582,687,743	1,582,297,049	2,288,289,891	2,665,743,639
1,632,403,348	1,700,518,743	1,804,752,873	1,924,943,071	2,089,547,090	2,298,821,984
2,036,510,914	177,450,000	4,237,194,690	194,577,615	637,383,364	45,529,190
985,195,467	1,014,194,891	970,128,704	1,233,770,400	1,173,558,617	1,163,686,219
787,222,366	343,917,051	746,628,988	-454,569,862	-593,953,868	-986,183,670
928,286,182	1,296,690,548	645,338,599	480,470,587	25,900,725	-568,053,143
1,715,508,548	1,640,607,599	1,391,967,587	25,900,725	-568,053,143	- 1,554,236,81

## 第2章 工業用水道事業

### 第1節 料金

#### 1 料金決定の基準

通商産業省立地公害局の工業用水道料金算定要領によれば基本原則として「地方公共団体たる工業用水道事業者（以下「事業者」という。）が供給規定に定める工業用水の料金（以下「料金」という。）は、能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものとなるよう算定するものとし、かつ、特定の者に対して不当な差別的取り扱いをするようなものであってはならない。」とし、「料金算定期間は、原則として4月を始期とした1年間を単位とする将来の3年間とする。ただし、当該工業用水事業の特殊性、原価要素の変動の状況等からみてこれによることが適当でないと認められる場合には、1年以上3年未満の期間とすることができるものとする。」となっており、「総括原価の算定に当たっては、過去の実績及び合理的な需要予測に基づく施設計画、業務計画、資金計画等を前提とし、能率的な原価の下における適正な営業費用に工業用水道事業（以下「事業」という。）の健全な運営を確保するために必要とされる営業外費用を加えて算定するものとする。」としている。又、地方公営企業法第21条第2項も、料金の算定について「公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保できるものでなければならない。」と規定している。

こうした法及び料金算定要領の主旨をふまえ、本県は、料金水準（料金として回収する費用の総額）の決定方法について、能率的な経営の下における損益原価を基礎とする方法を採用し、料金体系（費用をどのように受益者に負担させるかという費用負担方法の定め方）については、責任水量制により算出している。

#### 2 工業用水道料金の変遷

年月日 事項	昭和47年5月15日 (設 定)	昭和51年11月1日 (設 定)	昭和59年4月1日 (改 定)	平成元年4月1日 (改 定)
事 業 名	与勝工業用水道 (現在廃止)	沖縄工業用水道	沖縄工業用水道	沖縄工業用水道
1 m <sup>3</sup> 当たり 基 本 料 金	12.09円	26.50円	35.00円	35.00円 合計額× $\frac{103}{100}$ 70.00円
1 m <sup>3</sup> 当たり 超 過 料 金	4.03円	53.00円	70.00円	

#### (1) 当初の料金（設定）

昭和51年11月1日に沖縄工業用水道事業が一部給水開始されるまでの間、沖縄県与勝工業用水道料金徴収条例（沖縄県条例第101号）を制定し、昭和47年5月15日から適用された。料金は基本料金1m<sup>3</sup>当たり12円9銭、超過料金4円3銭で設定された。

#### (2) 沖縄工業用水道料金（昭和51年11月1日～昭和59年3月30日）

北部ダム群を水源とした沖縄工業用水道事業が一部給水開始されることに伴い、昭和51年10月15日条例第39号で沖縄県工業用水道料金徴収条例に題名を改正し、料金も基本料金26円50銭、超過料金53円と設定された。

なお、与勝工業用水道事業は昭和52年4月1日から沖縄工業用水道事業に統合、一本化された。

#### (3) 料金の改定（昭和59年4月1日）

沖縄工業用水道事業はこれまで導送水及び浄水施設は既に完成し、水源施設についても福地、新川、安波、普久川ダムで58,500m<sup>3</sup>/日（計画の56%）の水が確保されたが、工業用水の需要量は昭和51年11月の給水開始以来低迷し、実給水量は約7,000m<sup>3</sup>/日で推移している状況であった。工業用水道事業は、安波ダム、普久川ダムおよび福地ダム再開発の完成に伴いダム維持管理費等の経費が大幅に増大したため、資金不足を来たし、昭和58年度の予算においては、水道事業から資金の借り入れをして対処している状況であった。

工業用水の需要は今後とも急増することは見込まれず、一方経費はダム維持管理負担金を中心に引き続き増大することが予想され、工業用水の安定供給と事業運営の健全化を図るため、工業用水道料金の改定が必要であった。

料金改定額について原価を基に昭和59年度から昭和61年度までの期間について算定すると約70円/m<sup>3</sup>になったが、工業用水道料金については他府県の状況及び県の産業振興を図る上から特に配慮する必要があり、種々検討した結果、基本料金を35円/m<sup>3</sup>に、超過料金を70円/m<sup>3</sup>に改定した。

なお、料金改定後において生ずる資金不足については、他会計からの助成を得て、今日まで至っている。

#### (4) 消費税導入に伴う改定（平成元年4月1日）

消費税法（昭和63年12月30日、法律第108号）施行に伴う改正で、沖縄県工業用水道料金徴収条例が次のように改正された。

第3条 「料金は月額とし、その額は次の各号に掲げる種別ごとに、それぞれ当該各号に定める額の合計額に100分の103を乗じて得た額とする。

- (1) 基本料金 企業管理規程の定めるところにより管理者が承認した1月当たりの使用水量（以下「基本使用水量」という。）に1立方メートルにつき35円を乗じて得た額
- (2) 超過料金 当該月における基本使用水量を越える使用水量に1立方メートルにつき70円を乗じて得た額」にした。

## 第2節 財政

### 1 事業の沿革

企業局の工業用水道事業は、沖縄の本土復帰の際、従前、琉球水道公社が附帯的業務として行っていた一部企業に対する原水供給事業を引き継ぎ、与勝工業用水道事業として発足した。

復帰後策定された沖縄県振興開発計画に基づいて工業開発を推進するため、既存の与勝工業用水道以外に、新たな工業用水を確保する必要が生じ、北部ダム群を水源として新規の沖縄工業用水道事業が計画された。なお、与勝工業用水道は水源水量の不足等の理由で工業用水の供給が困難となったため、昭和52年3月31日付けで事業を廃止し、沖縄工業用水道に統合された。

#### (1)与勝工業用水道事業の発足の経緯

1971年（昭和46年）1月8日付旧琉球水道公社と旧ガルフ石油精製株（現在の沖縄石油精製株）との間で、具志川市川崎取水ポンプ場から平安座島のガルフまでの送水施設を建設するために、必要な資金をガルフが琉球水道公社へ無利息で貸付けること、公社はガルフが必要とする原水をガルフへ供給することを主な内容とする給水契約が締結された。この契約により、琉球水道公社は送水管の敷設及びポンプ場の建設に着手し、1972年（昭和47年）4月26日仮説ポンプ場を通じて給水可能となる程度に送水施設を完成した。

ガルフへの給水は1972年（昭和47年）4月26日から開始され、今日まで継続されているが、旧公社当時は用水供給事業の附帯的な業務としての原水供給として扱われ、工業用水道事業として、現在のような独立した会計には分かれていなかった。

#### (2)復帰時点の引継財産

沖縄県に引継がれたものについては、復帰の時点で水道用水供給事業の財産を分離して、地方公営企業法（昭和27年8月1日法律第292号）制定の主旨に従い、所定の手続きを完了して事業を開始した。

開始時の工業用水道事業会計の財政状態は次のとおりであった。

昭和47年度沖縄県工業用水道事業開始貸借対照表  
(昭和47年5月15日)

資産の部		負債・資本の部	
科目	金額：円	科目	金額：円
固定資産	313,676,579	流動負債	33,684,392
建設仮勘定	313,676,579	未払金	33,684,392
流動資産	25,239,058	資本金	305,231,245
未収金	25,239,058	自己資本金	524,570
		その他借入金	304,706,675
資産合計	338,915,637	負債・資本合計	338,915,637

## 2 経営状況の推移

企業局設立後の経営状況を、料金改定時期を単位として表で特徴的な点を見た場合、次のとおりであった。

### (1)創設から4年間（昭和47年度～50年度）

工業用水道事業は、営業開始の昭和47年度から昭和50年度（与勝工業用水道事業の時代）まで黒字基調でおおむね順調に推移した。

この主な要因は、収益において沖縄石油精製株式会社への給水が、料金12円9銭であったにもかかわらず、契約基本水量において昭和47年度、48年度の一部の月を除いて $260,000\text{m}^3$ ／月で料金収入が比較的安定して確保されたこと。一方、費用の面では天願川表流水を水源として、川崎第2取水ポンプ場（現在、撤去）から原水を送水していたので、薬品費、修繕費等の運営費が少なかったこと等によるものであった。

### (2)沖縄工業用水道事業発足から8年間（昭和51年度～58年度）

工業用水道施設の一部完成により、昭和51年11月1日に料金改定することに伴い、沖縄工業用水道事業が一部給水を開始した。

工業用水道施設が水道用水供給事業との共同施設であるため、運営に係る経費の負担区分については「水道事業会計及び工業用水道事業会計の共同施設に係る経費の負担に関する取扱要領」を決定し、当取扱要領に基づいて会計処理を行った。

昭和51年度から昭和57年度までの工業用水道事業の経営状況は、工業用水の需要が低迷する中で、料金収入のみでの経営は困難であったが、一方において水道用水の水源が恒常的に不足していたので、工業用水の余剰水を有効に利用することで、工業用水道事業は事業運営を維持することができた。

しかし、昭和58年度に安波ダム、普久川ダム及び福地ダム再開発が完成したことにより、水道用水においても水事情が大幅に緩和されたため、従来のように工業用水の余剰水を必要としなくなったことに加えて、これらのダムの維持管理負担金が大幅に増大したため単年度67,379,440円の赤字に転落した。

### (3)その後の8年間（昭和59年度～平成3年度）

このような経営状況の中で、工業用水の需要は今後とも急増は見込まれず、しかも経費はダム維持管理負担金を中心に引き続き増えることから、工業用水の安定供給と事業運営の健全化を図るため、昭和59年4月1日、適用の料金改定（基本料金35円、超過料金70円、改定率32%）を行なった。

料金改定時に原価を基に料金を算定した場合、高料金（2倍の料金）になることもある、料金改定後に生じる資金不足については、地方公営企業法第17条の3による一般会計からの補助を受けるようになった。

料金改定後の昭和59年度は、一般会計繰入金（収益的収入）が112,891,025円あったにもかかわらず、先の共同施設に係る経費の負担区分について「認定第2号及び認定第3号に関する意見」に対する経費負担の按分是正措置を行なったため、人件費等の経費が増加し、単年度10,612,870円の赤字になり、未処理欠損金は59,090,802円となった。

昭和60年度は、給水事業所の増加等による給水収益の増加により、かろうじて407,214円の黒字を計上することができたが、昭和61年度以降平成3年度まで、人件費やダム維持管理負担金等の上昇に加え、昭和62年度からの糸満工業用水道事業に伴う企業債利息の増加により毎年欠損金を出し続けて、平成3年度末における累積欠損金は124,323,216円となっており、経営は極めて困難な状況である。

年度別決算概況

工業用水道事業会計

事業規模及び経営成績

	区分 項目	昭和47年度	昭和48年度	昭和49年度	昭和50年度
事業規模等	給水先	1	2	1	1
	現在配水能力 (m³／日)	19,100	19,100	19,100	19,100
	年間総配水量 (m³)	2,212,000	2,600,000	2,370,688	2,835,746
	有収水量 (m³)	2,212,000	2,567,474	2,370,688	2,835,746
	一日平均配水量	6,683	7,123	6,495	7,748
	施設利用率 (%)	34.99	37.29	34.01	40.57
	有収率 (%)	100.00	98.75	100.00	100.00
	職員数	17(2)	16(2)	17(2)	14(2)
	供給単価 (円／m³)	13.91	14.92	16.03	13.37
	給水原価 (円／m³)	6.85	11.48	12.35	12.50
経営成績	工業用水道事業収益 (円)	30,788,572	49,636,032	45,625,468	46,184,945
	(1)給水収益	30,751,888	38,308,946	37,992,825	37,922,999
	(2)受取利息及び配当金	36,684	683,752	7,628,839	8,070,711
	(3)受託工事収益	0	0	0	0
	(4)その他	0	10,643,334	3,804	191,235
	工业用水道事業費用 (円)	15,143,887	29,478,758	29,286,155	35,446,746
	(1)人件費	4,423,205	6,320,684	9,350,635	9,787,940
	(2)動力費	6,345,623	4,079,534	6,214,448	8,545,866
	(3)賃借料	345,279	403,788	800,114	1,367,050
	(4)薬品費	0	0	0	0
成績	(5)修繕費等	0	619,696	1,088,692	843,725
	(6)負担金	162,515	0	0	860,500
	(7)減価償却費等	3,663,551	5,495,327	8,566,117	8,563,585
	(8)支払利息	0	0	0	1,874,040
	(9)受託工事費	0	0	0	0
	(10)その他	203,714	12,559,729	3,266,149	3,604,040
	当年度純利益△純損益	15,644,685	20,157,274	16,339,313	10,738,199
	前年度繰越利益剰余金	0	3,498,685	8,997,959	7,661,272
	当年度未処分利益剰余金	15,644,685	23,655,959	25,337,272	18,399,471

- (注) 1. 現在配水能力については、昭和47年度から昭和50年度までは川崎第2取水ポンプ場の施設能力をとった。  
 2. 減価償却費等には、資産減耗費を含む。  
 3. 修繕費等には、路面復旧費及び材料費を含む。 4. ( ) は損益勘定職員数

昭和51年度	昭和52年度	昭和53年度	昭和54年度	昭和55年度	昭和56年度
2	7	8	11	14	14
29,000	29,000	29,000	29,000	29,000	29,000
2,391,733	2,278,206	2,607,544	2,625,893	2,913,196	2,601,096
2,391,733	2,278,206	2,607,544	2,625,893	2,913,196	2,601,096
6,553	6,242	7,114	7,175	7,981	7,126
22.60	21.52	24.53	24.74	27.52	24.57
100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
6(2)	8(2)	4(2)	4(2)	3(3)	2(2)
15.85	30.43	32.86	33.62	33.80	38.21
23.46	44.45	55.14	55.14	56.40	59.61
58,119,705	129,090,246	161,889,459	183,313,452	171,100,850	160,210,093
37,919,550	69,319,495	85,683,457	88,271,579	98,452,613	99,386,871
4,403,518	2,070,038	1,683,107	1,160,186	2,403,313	1,474,576
0	0	0	0	0	0
15,796,637	57,700,713	74,522,895	93,881,687	70,244,924	59,348,646
56,110,013	101,274,007	135,633,964	144,792,311	164,295,225	155,064,337
10,232,158	11,056,916	4,346,044	4,754,476	6,883,452	7,264,346
9,892,160	7,527,687	9,940,906	10,837,550	23,048,706	17,767,198
921,325	1,278,228	500,321	107,090	225,223	103,142
1,404	1,097,283	2,559,229	2,094,047	4,505,139	3,218,705
3,032,919	2,334,793	4,409,611	5,479,061	3,099,628	1,640,683
2,497,925	19,295,601	25,426,545	32,912,503	31,748,079	32,684,516
11,892,770	16,934,069	30,826,020	32,029,826	32,517,548	33,175,999
13,693,750	34,283,795	39,832,719	41,059,906	39,442,356	38,402,841
0	0	0	0	0	0
3,945,602	7,465,635	17,792,569	15,517,852	22,825,094	20,806,907
2,009,692	27,816,239	26,255,495	38,521,141	6,805,625	5,145,756
7,399,471	3,057,163	10,648,402	6,903,897	15,425,038	12,230,663
9,409,163	30,873,402	36,903,897	45,425,038	22,230,663	17,376,419

年度別決算概況

工業用水道事業会計

事業規模及び経営成績

	区分 項目	昭和57年度	昭和58年度	昭和59年度	昭和60年度
事業規模等	給水先	15	17	18	24
	現在配水能力 (m³／日)	29,000	58,500	58,500	58,500
	年間総配水量 (m³)	2,503,422	2,737,620	2,798,995	3,098,311
	有収水量 (m³)	2,503,422	2,737,620	2,798,995	3,098,311
	一日平均配水量	6,859	7,480	7,668	8,489
	施設利用率 (%)	23.65	12.79	13.11	14.51
	有収率 (%)	100.00	100.00	100.00	100.00
	職員数	2(2)	2(2)	5(5)	5(5)
	供給単価 (円／m³)	41.02	36.64	47.75	48.76
経営成績	給水原価 (円／m³)	65.26	78.56	98.54	98.14
	工業用水道事業収益 (円)	169,901,575	147,694,935	265,199,684	304,487,821
	(1)給水収益	102,691,103	100,298,445	133,638,225	151,072,670
	(2)受取利息及び配当金	903,119	632,787	2,924,812	6,480,462
	(3)受託工事収益	0	0	0	0
	(4)その他	66,307,353	46,763,703	128,636,647	146,934,689
	工業用水道事業費用 (円)	163,383,700	215,074,375	275,812,554	304,080,607
	(1)人件費	7,922,238	8,422,328	25,476,340	26,794,209
	(2)動力費	19,874,121	17,621,669	16,766,571	18,683,250
	(3)賃借料	155,927	77,074	537,587	563,530
	(4)薬品費	4,974,665	3,619,854	4,101,171	4,170,411
	(5)修繕費等	2,485,733	3,944,584	40,952,429	45,291,100
	(6)負担金	33,754,160	89,455,633	88,917,181	99,554,816
	(7)減価償却費等	33,210,709	33,330,083	33,680,878	34,175,225
	(8)支払利息	37,216,728	36,381,942	37,238,593	37,423,257
	(9)受託工事費	0	0	0	0
	(10)その他	23,789,419	22,221,208	28,141,804	37,424,809
	当年度純利益△純損益	6,517,875	-67,379,440	-10,612,870	407,214
	前年度繰越利益剰余金	12,376,419	18,494,294	-48,885,146	-59,498,016
	当年度未処分利益剰余金	18,894,294	-48,885,146	-59,498,016	-59,090,802

(注) 1. 減価償却費等には、資産減耗費を含む。

2. 修繕費等には、路面復旧費及び材料費を含む。

3. ( ) は損益勘定職員数

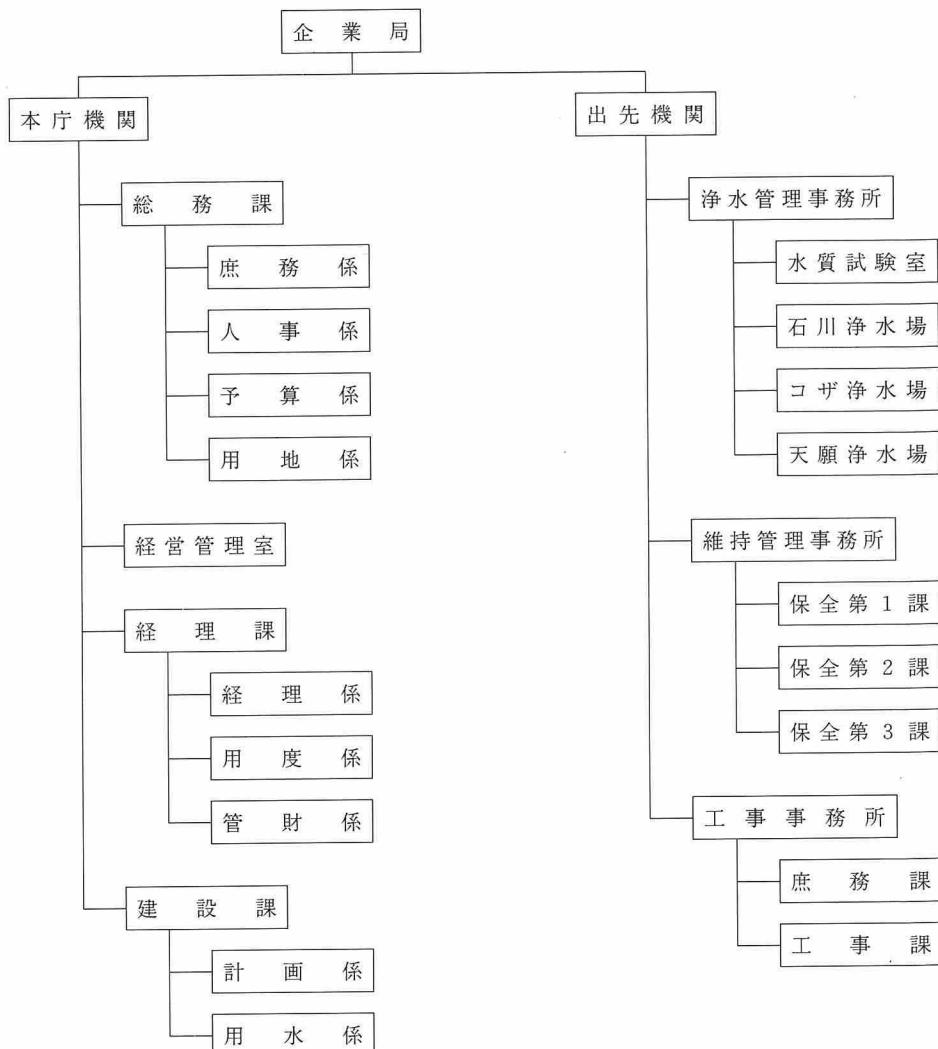
昭和61年度	昭和62年度	昭和63年度	平成元年度	平成2年度	平成3年度
24	24	26	26	32	34
58,500	63,600	63,600	63,600	63,600	63,600
3,668,736	3,125,455	3,053,222	3,331,660	3,914,902	4,121,229
3,668,736	3,125,455	3,053,222	3,331,660	3,914,902	4,121,229
10,051	8,539	8,365	9,128	10,726	11,260
17.18	13.43	13.15	14.35	16.86	17.70
100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
5(5)	8(5)	8(5)	6(5)	5(5)	5(5)
43.48	49.78	52.10	47.65	44.36	44.35
80.92	103.65	118.81	111.56	105.08	104.81
286,671,282	314,578,029	359,284,599	363,744,564	398,695,209	417,967,308
159,524,995	155,589,245	159,067,510	158,744,915	173,679,695	182,757,435
3,884,184	3,090,094	3,330,247	2,933,823	7,764,619	9,626,328
0	0	0	7,260,758	0	0
123,262,103	155,898,690	196,886,842	194,805,068	217,250,895	225,583,545
296,998,138	324,335,700	362,747,933	378,741,658	411,401,847	431,948,129
29,116,107	30,069,191	29,694,262	29,858,886	32,186,871	40,149,895
19,998,721	15,110,100	13,064,551	14,204,682	19,484,899	20,092,720
714,336	748,150	767,137	872,208	1,167,951	1,517,499
5,432,895	4,667,871	5,222,273	5,853,926	6,314,476	7,842,419
28,312,343	20,424,772	44,907,118	39,717,187	37,634,346	39,698,155
103,395,237	134,895,911	140,497,992	145,110,469	151,736,316	159,251,701
34,454,758	37,225,289	40,026,659	38,337,656	53,488,579	54,410,409
40,415,427	41,444,990	49,552,642	56,643,623	62,615,842	62,485,279
0	0	0	7,049,280	0	0
35,158,314	39,749,426	39,015,299	41,093,741	46,772,567	46,500,052
-10,326,856	-9,757,671	-3,463,334	-14,997,094	-12,706,638	-13,980,821
-59,090,802	-69,417,658	-79,175,329	-82,638,663	-97,635,757	-110,342,395
-69,417,658	-79,175,329	-82,638,663	-97,635,757	-110,342,395	-124,323,216

### 第3章 組織の変遷と職員数の推移

#### 1 昭和47年5月15日～48年11月28日（企業局の発足）

昭和47年5月15日、新生沖縄県の誕生と同時に沖縄県公営企業の設置等に関する条例が公布され、沖縄県企業局が発足した。発足当時の組織は、本庁機関が4課室、出先機関が3事務所で構成され、内部機構は次のように定められた。

昭和47年5月15日 企業局発足 (沖縄県企業局管理規程第1号)



## 発足当時の課、室及び事務所の所掌事務

### 総務課

- (1)文書の收受、発送及び保存管理並びに公印に関すること。
- (2)重要文書の審査、管理規程などの公布及び例規類等の編さんに関すること。
- (3)職員の任免、分限、懲戒、服務研修その他人事に関すること。
- (4)職員の福利厚生に関すること。
- (5)職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関すること。
- (6)予算及び資金計画並びに企業債に関すること。
- (7)給水及び工事並びに用地契約に関すること。
- (8)用地取得に関すること。
- (9)水利権に関すること。
- (10)涉外に関すること。
- (11)局内各課の連絡調整及び局内他課の所掌に属しない事務に関すること。

### 経営管理室

- (1)組織及び職務権限に関すること。
- (2)事業の経営計画の策定に関すること。
- (3)業務の総合調整に関すること。
- (4)業務の審査及び業務状況の公表に関すること。
- (5)広報及び統計に関すること。
- (6)経営分析及び改善に関すること。
- (7)水道料金策定に関すること。
- (8)水資源の開発利用に関すること。
- (9)新規事業の企画、調査及び連絡調整に関すること。

### 経理課

- (1)決算の調整に関すること。
- (2)出納その他の会計事務に関すること。
- (3)経理状況の報告に関すること。
- (4)資産の取得、管理及び処分の総括に関すること。
- (5)固定資産の取得（用地の取得を除く。）及び処分に関すること。

(6)有価証券及び物品の取得及び処分に関すること。

(7)金融機関に関すること。

#### 建設課

(1)水道事業及び工業用水道事業の将来計画及び基本調査に関すること。

(2)水道事業及び工業用水道事業の計画調査及び設計に関すること。

(3)水道及び工業用水道の建設及び改良に関すること。

(4)単価、歩掛等に関すること。

(5)工事の検査に関すること。

(6)その他、水道事業及び工業用水道事業に関すること。

#### 浄水管理事務所

(1)取水、浄水、配水及び給水に関すること。

(2)水道用水の水質の検査及び工業用水の水質の測定に関すること。

(3)水質検査の委託及び受託に関すること。

(4)取水、貯水、導水、浄水、配水施設等の管理運営に関すること。

(5)水道用水及び給水の検針に関すること。

(6)料金収入調定に関すること。

(7)その他庶務一般に関すること。

#### 維持管理事務所

(1)水道及び工業用水道施設の維持管理に関すること。

(2)漏水調査に関すること。

(3)その他一般庶務に関すること。

#### 工事事務所

(1)水道及び工業用水道事業の建設及び改良工事に関すること。

(2)工事の執行監督及び設計変更の指示調整に関すること。

(3)工事の執行状況の報告に関すること。

(4)その他庶務一般に関すること。

発足当時の水質試験室、浄水場及びポンプ場等施設の名称及び位置

名 称	位 置
沖縄県企業局浄水管理事務所水質試験室	石 川 市
〃 〃 石川浄水場	〃
〃 〃 コザ 〃	コ ザ 市
〃 〃 天願 〃	具 志 川 市

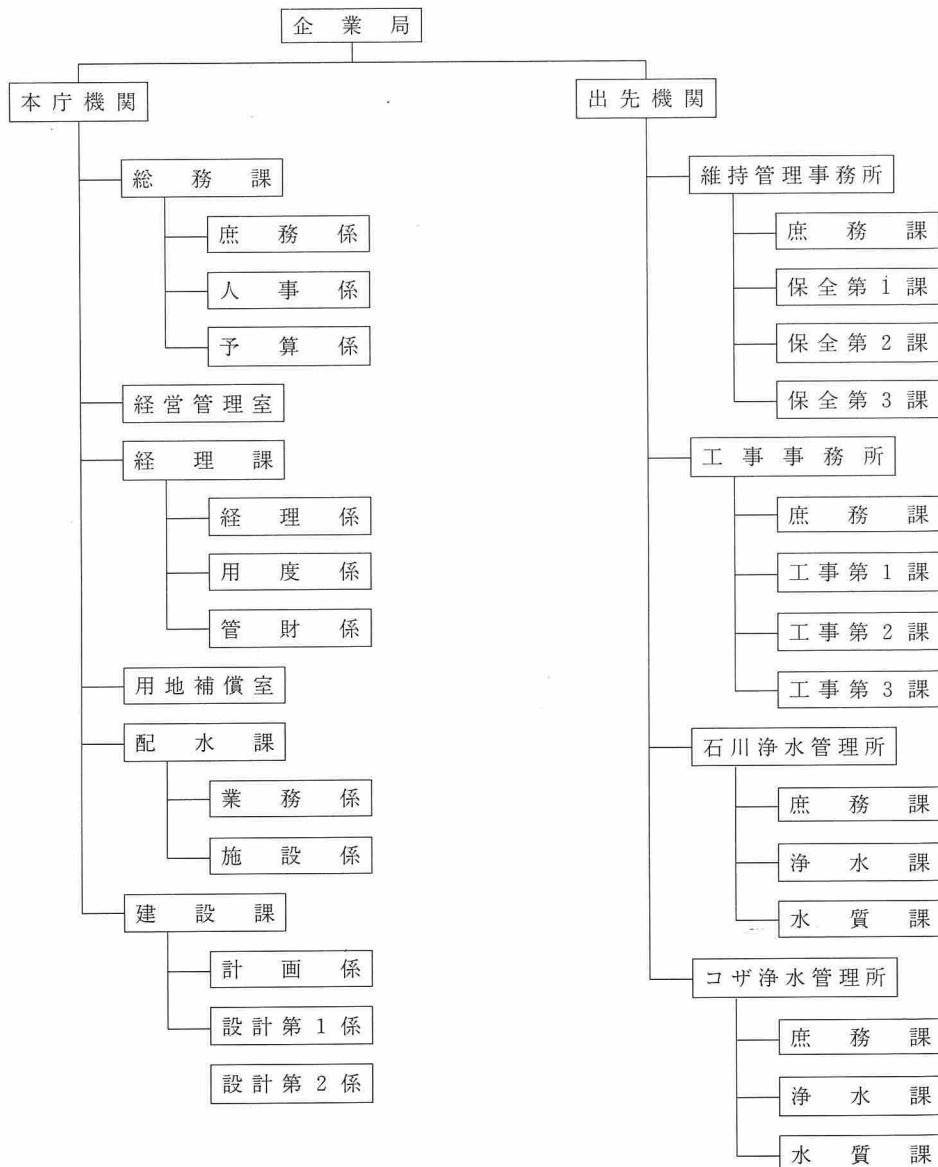
浄 水 場 名	名 称	位 置
石 川 浄 水 場	金 武 浄 水 支 場	金武村字金武
	辺 野 古 浄 水 支 場	名護市字辺野古
	福 地 ポ ン プ 場	東村字川田
	大 保 ポ ン プ 場	大宜味村字大保
	平 南 ポ ン プ 場	大宜味村字津波
	源 河 ポ ン プ 場	名護市字源河
	許 田 増 壓 ポ ン プ 場	名護市字許田
	大 川 ポ ン プ 場	名護市久志
	漢 那 ポ ン プ 場	宜野座村字漢那
	金 武 (ダム) ポンプ場	金武村字金武
コ ザ 浄 水 場	与 座 浄 水 支 場	糸満市字与座
	知 念 浄 水 支 場	玉城村字垣花
	白 川 増 壓 ポ ン プ 場	コザ市字白川
	比 謝 川 ポ ン プ 場	嘉手納村字屋良
	長 田 川 ポ ン プ 場	読谷村字大湾
	普 天 間 増 壓 ポ ン プ 場	宜野湾市字野嵩
	嘉 数 増 壓 ポ ン プ 場	浦添市字牧港
	那 霸 空 港 増 壓 ポ ン プ 場	那霸市鏡水
	瑞 庆 山 ダ ム 監 視 員 詰 所	美里村字池原
天 願 浄 水 場	登 川 浄 水 支 場	美里村登川
	川 崎 ポ ン プ 場	具志川市字川崎
	コ ザ 增 壓 ポ ン プ 場	美里村字宮里
	天 願 ダ ム 監 視 員 詰 所	石川市字山城

2 昭和48年11月29日～51年5月19日（用地補償室、配水課の新設等）

昭和48年11月、大幅な機構改革がなされ、総務課の用地係及び建設課の用水係を廃止するとともに、用地補償室と配水課の2課室を新設した。また、浄水管理事務所を所管分離し、石川浄水管理所とコザ浄水管理所を設置した。

一方、建設課に、設計第1係と設計第2係を新設し、維持管理事務所にも庶務課を新たに設置した。さらに、工事事務所の工事課を工事第1課、工事第2課及び工事第3課の3課に整備拡張した。

昭和48年11月29日　企業局機構改革　（沖縄県企業局管理規程第13号）

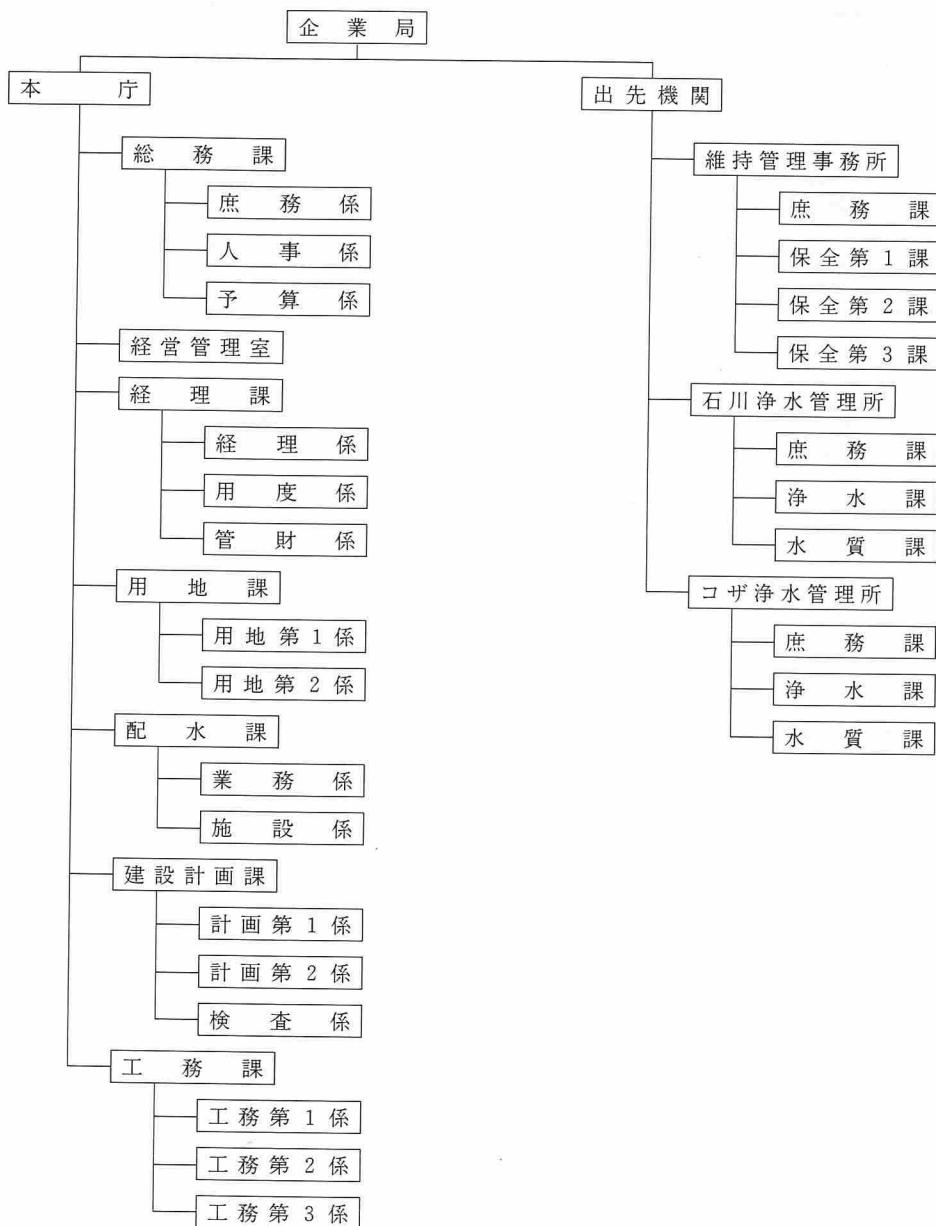


### 3 昭和51年5月20日～52年2月6日（工務課の新設等）

昭和51年5月の機構改革で、工事事務所を廃止するとともに、本庁に工務課を新設した。また、用地補償室を用地課と改称し、用地第2係の2係を設置した。さらに、建設課を建設計画課と改称するとともに、設計第2係を廃止し、代わって計画第1係、計画第2係及び検査係を設置した。

この機構改革で建設部門の組織体制の強化が図られた。

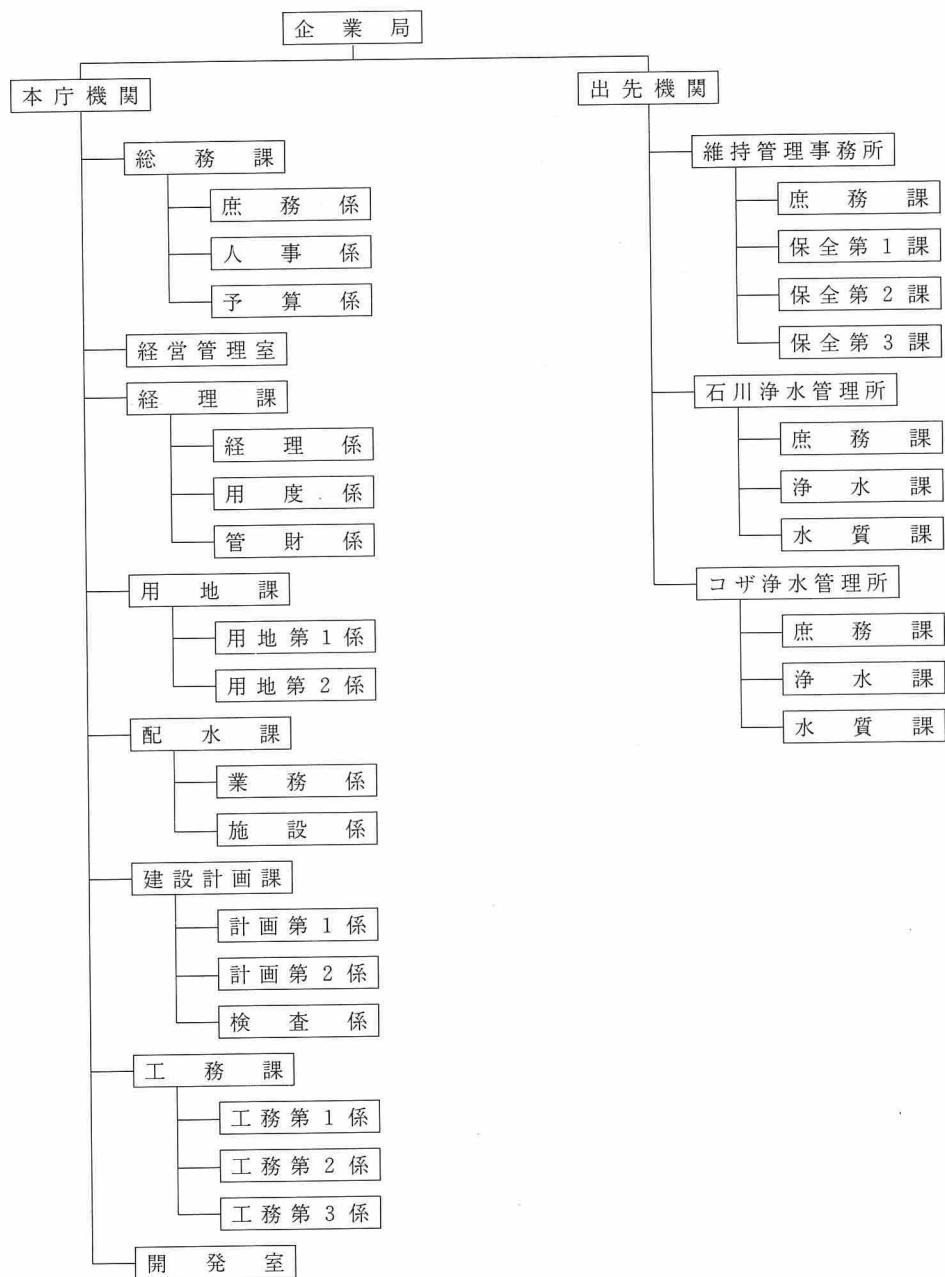
昭和51年5月20日 企業局機構改革 (沖縄県企業局管理規程第3号)



4 昭和52年2月7日～53年4月30日（開発室の新設）

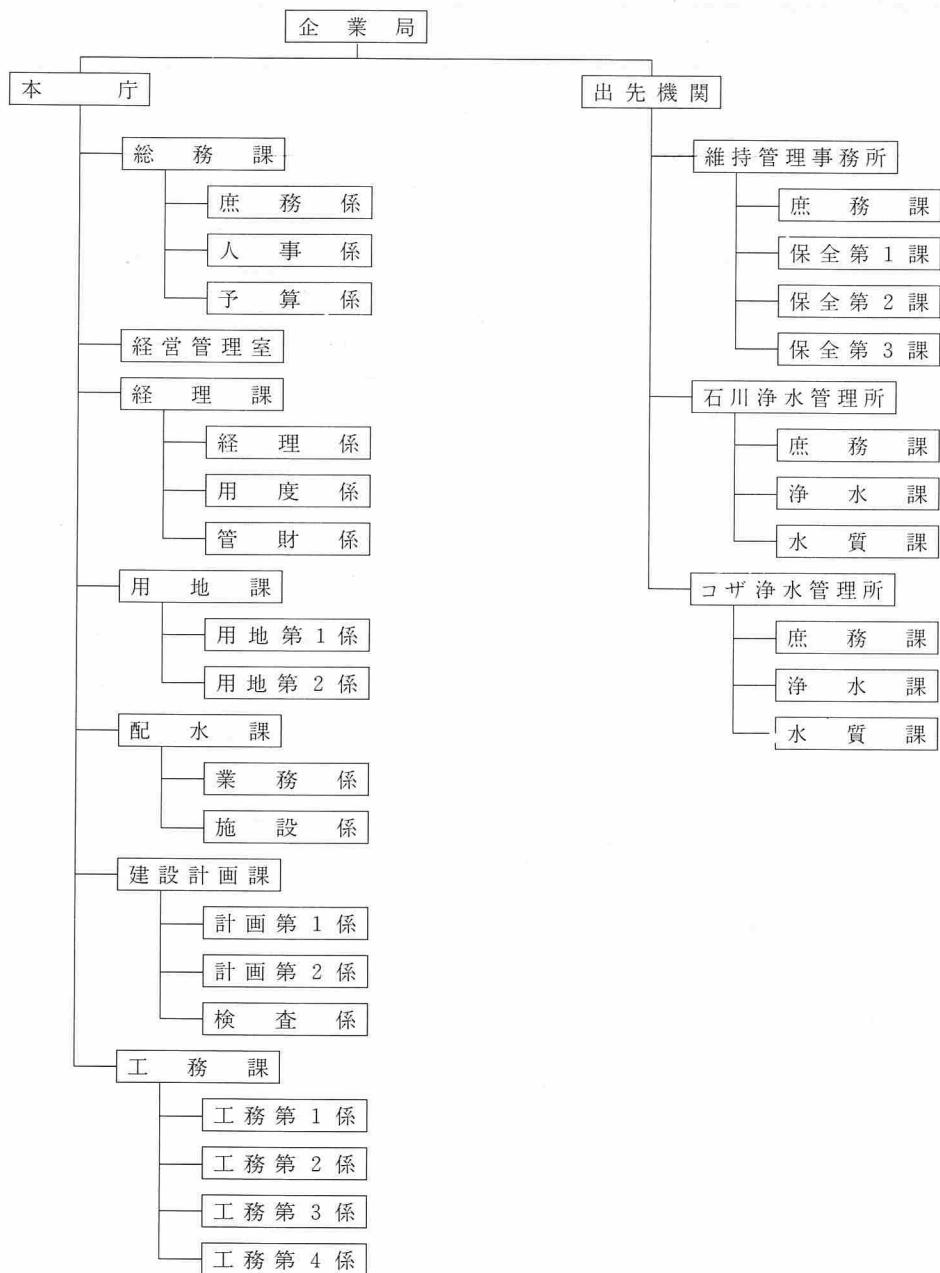
昭和52年2月の機構改革で新規事業の開発に取り組むため、開発室を新設した。これにより本庁機関は6課2室となった。

昭和52年2月7日 企業局機構改革 (沖縄県企業局管理規程第1号)



- 5 昭和53年5月1日～54年4月25日（開発室の廃止、工務第4係の新設等）  
昭和53年5月の機構改革で、開発室を廃止した。また、配水課の施設係を廃止し、代わって配水係を新設した。また、工務課に工務第4係を新設した。

昭和53年5月1日 企業局機構改革 (沖縄県企業局管理規程第5号)

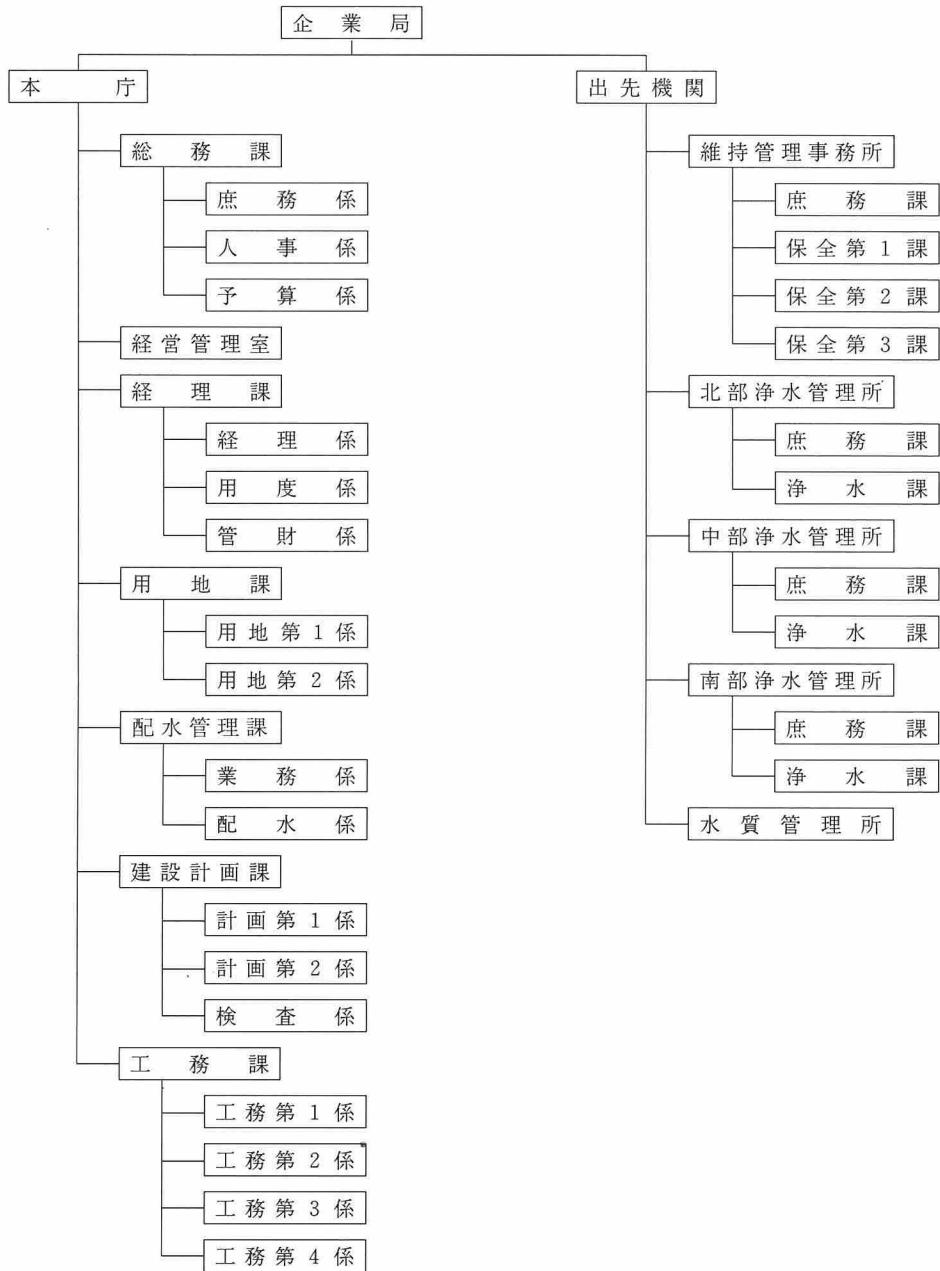


6 昭和54年4月26日～58年3月30日（水質管理所の新設等）

昭和54年4月の機構改革で石川浄水管理所とコザ浄水管理所を整理統合し、代わって北部浄水管理所、中部浄水管理及び南部浄水管理所を設置した。

また、石川、コザ両浄水管理所の水質課を統合し、水質管理所を新設した。さらに、配水課を配水管理課と改称し、局内の配水管理全般を所管することとなった。

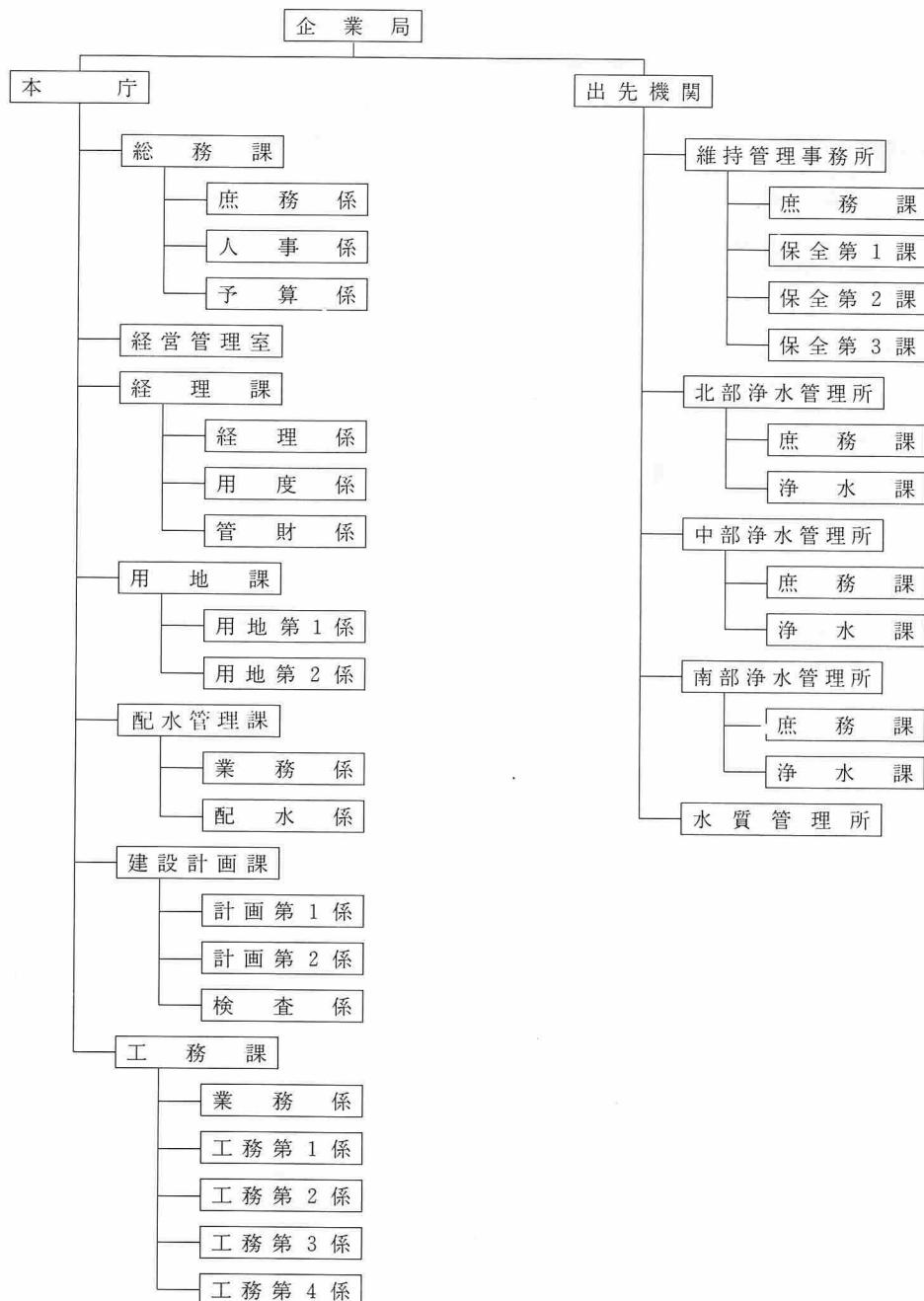
昭和54年4月26日 企業局機構改革 (沖縄県企業局管理規程第4号)



7 昭和58年3月31日～59年3月28日（工務課業務係の新設等）

昭和58年3月の機構改革では工務課に業務係を設置したほか、南部浄水管理所に内部組織としてコザ浄水場を設置した。

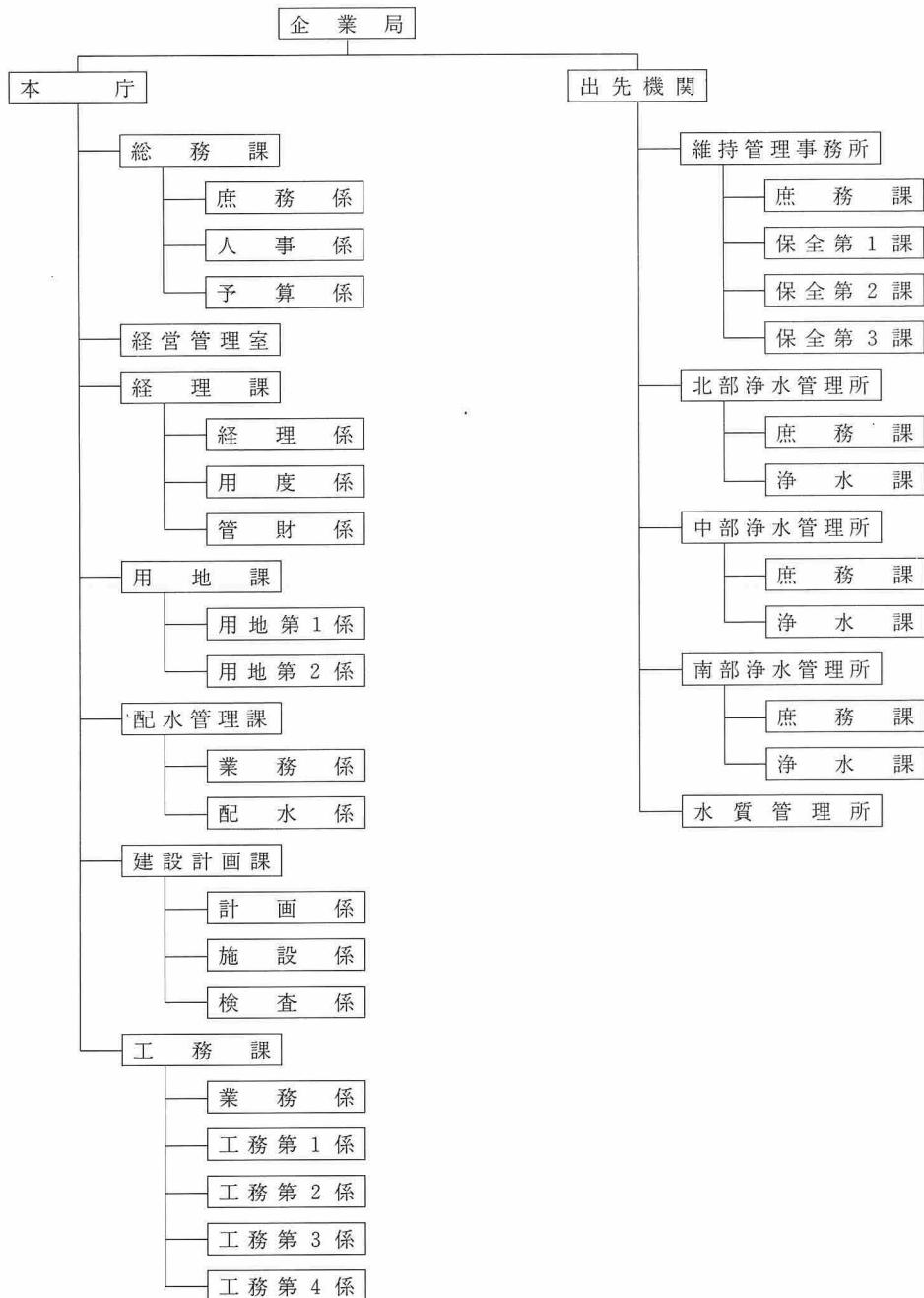
昭和58年3月31日 企業局機構改革 (沖縄県企業局管理規程第3号)



8 昭和59年3月29日～平成3年3月30日（建設設計画課に計画係、施設係を設置）

昭和59年3月の機構改革で、建設設計画課の計画第1係と計画第2係を統合改廃し、計画係と施設係を設置した。なお、昭和62年7月に南部浄水管理所の内部組織として北谷浄水場を設置し、さらに平成元年4月にはコザ浄水場を廃止した。

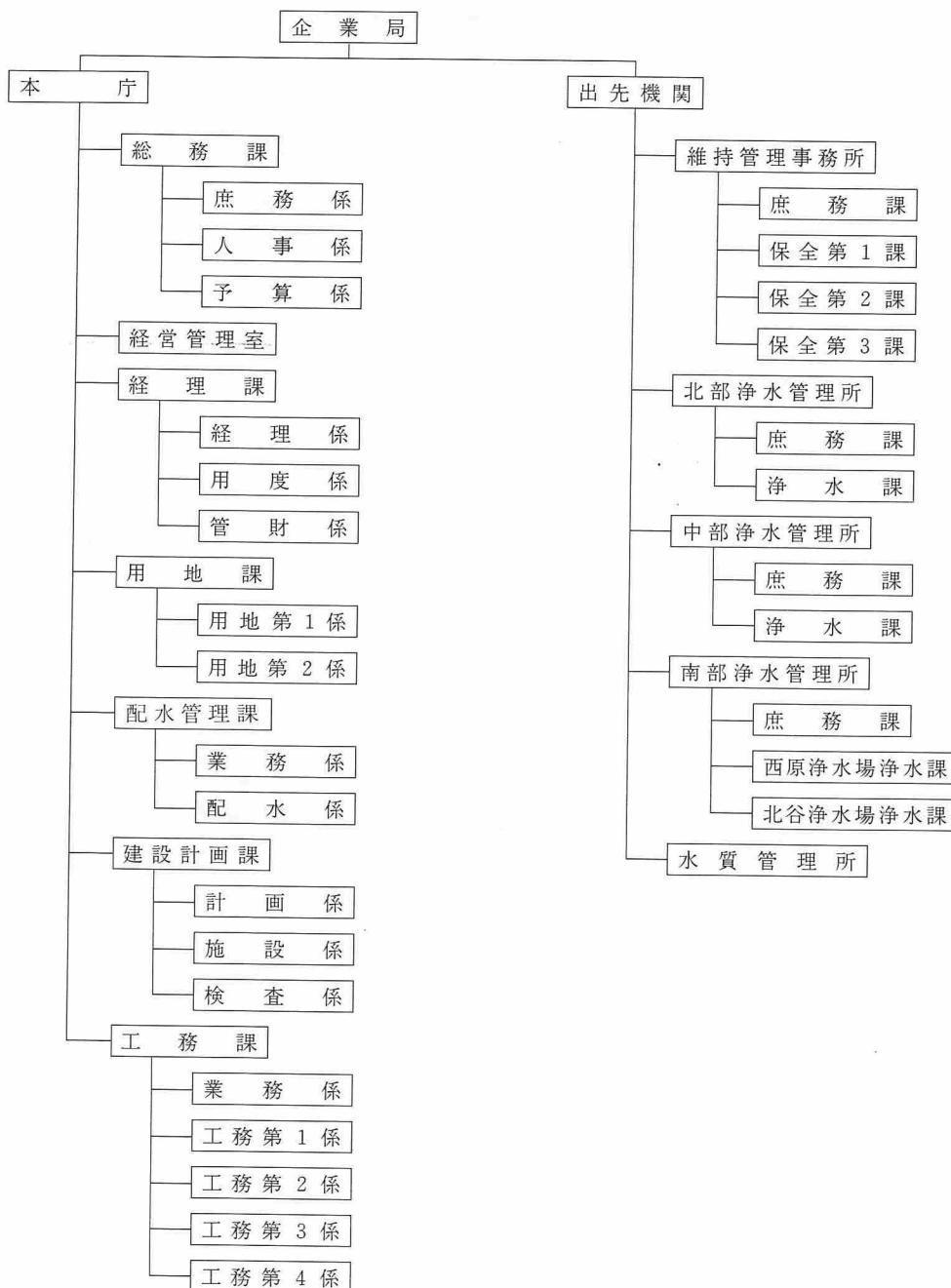
昭和59年3月29日 企業局機構改革 (沖縄県企業局管理規程第1号)



9 平成 3 年 3 月 31 日～5 年 3 月 31 日（北谷浄水場に浄水課を設置）

平成 3 年 3 月の機構改革で南部浄水管理所の浄水課を廃止し、西原浄水場浄水課及び北谷浄水場浄水課を設置した。なお、平成 4 年 4 月には建設計画課に瑞慶山ダム管理準備要員を配置した。

3 年 3 月 31 日 企業局機構改革 (沖縄県企業局管理規程第 3 号)



## 10 職員数の推移

年 度	現 員 数					定 数	備 考
	合 計	事務吏員	技術吏員	そ の 他 員	臨 時 的 任用職員		
昭和 47	318	65	83	163	7	320	
48	333	70	240	18	5	337	
49	341	73	245	13	10	337	
50	340	81	241	12	6	337	
51	350	73	250	12	15	337	
52	367	72	251	12	32	337	
53	367	72	251	12	32	337	
54	378	73	268	12	25	359	
55	376	75	271	12	18	359	
56	368	76	271	11	10	359	
57	359	75	268	11	5	359	
58	360	81	265	11	3	359	
59	360	82	264	9	5	359	
60	359	81	261	9	8	359	
61	359	83	254	8	14	359	許田ポンプ場自動化 4人減 北谷浄水場準備要員 4人増
62	356	81	247	8	20	359	北谷浄水場16人増、天願・金武 浄水場の廃止等18人減
63	355	83	245	7	20	359	平南ポンプ場の自動化 4人減
平成 1	352	82	244	7	19	359	天願浄水場沈澱池等廃止 4人減
2	349	83	239	5	22	359	コザ浄水場の廃止 12人減
3	342	80	239	5	18	359	
4	345	82	242	5	16	359	

(注) 1. 「現員数」は年度末現在の員数である。

2. 「その他職員」は運転士及び用務員である。